

令和4年 第1回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月26日（水）午後1時30分から午後3時12分まで

2. 開催場所 佐野市役所 1階 市民活動スペースA・B

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大拙 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (2人)

委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

参事 磯部高志

農地調整係 係長 川田優子

主査 飯塚康夫

主任 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

## 7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和4年第1回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号2番 石川俊雄委員、議席番号3番 立川久恵委員の2名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。

議長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。

したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第1回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号4番 相場重雄委員、議席番号13番 野村春男委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第7号までであります。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年1月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条654番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は3km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を各1台所有しております。主な経営作物は、米及び野菜類となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は350日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条655番 契約内容は、贈与による所有権の移転。申請地までの距離は1.4km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター、耕運機を各1台所有しております。主な経営作物は、野菜類及び果樹類となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は590日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、

現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条656番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.05km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、乗用草刈機2台、トラクター1台、管理機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜類及び果樹類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は240日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条657番 契約内容は、使用貸借権の設定10年です。申請地までの距離は1km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、管理機1台を所有しております。作付予定は、米及び麦となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は600日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条658番 契約内容は、使用貸借権の設定10年です。申請地までの距離は1km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。作付予定は、いちごとなっております。農作業従事人数は2人、従事日数は620日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条659番 契約内容は、賃借権の設定10年です。申請地までの距離は1km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台

を所有しております。作付予定は、いちごとなっております。農作業従事人数は2人、従事日数は620日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条660番 契約内容は、賃借権の設定10年です。申請地までの距離は2.6km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有する予定です。作付予定は、いちごとなっております。農作業従事人数は2人、従事日数は500日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条661番 契約内容は、賃借権の設定10年です。申請地までの距離は2.6km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有する予定です。作付予定は、いちごとなっております。農作業従事人数は2人、従事日数は500日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条662番 契約内容は、賃借権の設定10年です。申請地までの距離は2.6km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有する予定です。作付予定は、いちごとなっております。農作業従事人数は2人、従事日数は500日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号3条657番から662番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

3条657番から662番の案件について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

1月17日に、委員5名が出席して審査会を行いました。

3条657番の案件について報告します。本申請につきましては、使用貸借権の設定4筆の申請になります。申請人である法人は、代表取締役と代表取締役の息子さんご家族で農業経営を行っていました。息子さんが3年前より就農し、経営面積を拡大しているため、今後のことも考え法人化し農地所有適格法人として新規就農したいという案件です。

申請地の現況は、いずれも特に問題なく、今後も継続して、耕作していく予定となっています。作付計画としましては、米・麦・ネギを耕作していきます。また今後は、個人名義にて貸借している農地の期限が切れ次第、法人へ変更していく予定となっています。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。

3条658番、659番の案件について報告します。

本申請につきましては、使用貸借権の設定1筆、賃借権の設定3筆の申請になります。

申請人は、今年の4月より、〇〇町のいちご農家さんの下で研修を続けています。また、今年の4月より個人にて新規就農するため、安足農業振興事務所などと協議を続けてきました。今回農地を新たに借りるため、農業委員会に農地法3条の申請をするものとなります。申請地の現況は、特に問題はなく、申請人は、奥様と2人で、農業経営をしていきます。作付計画としましては、いちごとなっています。出荷先はJA佐野を予定しています。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。

3条660番から662番の案件について報告します。本申請につきましては、賃借権の設定6筆の申請になります。

申請人は、今年の4月より、〇〇町のいちご農家さんの下で研修を続けています。また、今年の4月より個人にて新規就農するため、安足農業振興事務所などと協議を続けてきました。今回農地を新たに借りるため、農業委員会に農地法3条の申請をするものとなります。申請地の現況は、特に問題はなく、申請人は、父親と2人で、農業経営をしていきます。作付



計画としましては、いちごとなっています。出荷先はJ A佐野を予定しています。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。審査会の結果については、報告のとおりであります。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(大拙 孝委員 挙手)

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番  
大拙委員

議案第1号の中で新規就農の申請がありますが、農作業従事日数が多いように思います。これは現実的な日数なのでしょうか。

(小林秀男委員 挙手)

議 長

議席番号7番 小林秀男委員、どうぞ。

7番  
小林委員

いちごを作っている人は休みがあまり取れないというのが現状です。規模が大きくても小さくても、作業内容はあまり変わらず、大きければその分雇用を活用しますので、規模の大小によって日数が変わるといったこともあまりないと思います。

(大拙 孝委員 挙手)

議 長

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番  
大拙委員

農休日を設けて休むことも大事で、今回の新規就農の案件については、農作業従事日数が突出して多いように感じますので、よく精査をお願いします。

事務局

農作業従事日数については、今回いちごで新規就農するとのことで、経営が軌道に乗るまでは、ほぼ毎日作業を行うと伺っておりますので、このような日数の記載となりました。

(大拙 孝委員 挙手)

議 長

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番  
大拙委員

新規就農は突然離農してしまい、その人が耕作していた農地が耕作放棄地となってしまう危険性もあることから、慎重に判断しなければならないと思います。今回申請されている新規就農者は、どのような決意表明があったのかお聞かせください。

(川上美由紀委員 挙手)

議 長

議席番号1番 川上美由紀委員、どうぞ。

1番  
川上委員

今回新規就農されるお二人は、どちらもいちごで新規就農されます。現在は地域のいちご農家さんの下で研修を行っております。お二人とも奥様とお子さんがいて家庭を持ってらっしゃいますので、これからいちご農家として頑張って稼いでいくという決意は十分に感じられました。私の方にも農地の取得に関して相談がありまして、現地確認にも行き、地域の農業者等、多くの方にご協力いただきました。将来どうなるか、確実なことは言えませんが、お二人とも十分意欲があると考えております。

(小林秀男委員 挙手)

議 長

議席番号7番 小林秀男委員、どうぞ。

7番  
小林委員

私もお二人が新規就農するにあたり、面接をしました。熱意を十分感じました。

(大拙 孝委員 挙手)

議 長

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番  
大拙委員

わかりました。3条658番と659番、どちらも同じ新規就農者が受入ですが、658番は使用貸借権で659番は賃借権なのには何か理由があるのでしょうか。

(川上美由紀委員 挙手)

議 長

議席番号1番 川上美由紀委員、どうぞ。

1番  
川上委員

658番は渡人が申請人の義理のお父様になるので、賃借料なしで使用貸借権の設定になりました。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年1月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、審議に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第2号 4条142番について、議席番号5番 小関昭男委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して質疑させていただきますので、ご了承願います。

議案第2号 4条142番について審議します。小関昭男委員の退室をお願いします。

(小関昭男委員 退室14:26)

なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条142番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種

農地」のため「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号 4条142番について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号 4条142番については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号 4条142番については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。小関昭男委員の入室をお願いします。

(小関昭男委員 入室14:28)

次に、4条142番以外の案件について審議します。

調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。4条139番から4条141番について、調査班、お願いします。

調査班

4条139番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「一時的な利用」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

4条140番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「一時的な利用」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

4条141番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号 4条142番以外の案件については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号 4条142番以外の案件については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年1月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条876番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条877番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条878番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、土地の面積割合が3分の1を超えないもの」に該当し一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条879番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、土地の面積割合が3分の1を超えないもの」に該当し一般基準は、2番から11番まで

を検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条880番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条881番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「一時的な利用」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条882番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条883番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条884番について報告します。

受人は現在〇〇町の借家に住んでいます。手狭になってきたということで、一般住宅を建築したいという申請です。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種

農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条885番について報告します。

渡人が相続で取得した農地ですが、管理ができないという理由から、太陽光発電設備として転用する申請です。事業計画書においても、周辺農地への影響がないよう、よく検討されたものでした。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第3種農地」に該当し、許可の基準は「原則許可できる」です。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条886番について報告します。

受人は現在〇〇町の実家に住んでおり、手狭になってきたので一般住宅を建築したいという申請です。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については転用に係る面積が



30 a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和4年1月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地498番について報告いたします。

願出地は林道沿いに位置しています。かつては耕作していた時期があるようですが、日当たりがあまりよくなく、農地として使用できなくなったようです。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

議長

ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。  
令和4年1月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

軽微な変更31番及び32番について報告します。

自己所有農地内に、農業用機械等を保管する施設を建築するという申し出で、すでにそのような利用形態であるため、是正になります。

2の検討状況ですが、農業用施設用地に変更された後、転用目的が農業用施設用地ということから、不許可の例外事由に該当します。

また、一般基準は記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可の見込みの有無を「有」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可の見込みの有無を「有」とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和4年1月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の14番、16番、17番について、議席番号12番 大拙 孝委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。大拙 孝委員の退室をお願いします。

(大拙 孝委員 退室15:07)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。利用権設定関係の14番、16番、17番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の14番、16番、17番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。大拙 孝委員の入室をお願いします。

(大拙 孝委員 入室15:08)

続きまして、先に審議いたしました利用権設定関係の利用権設定関係の14番、16番、17番以外の案件、及び、所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の利用権設定関係の14番、16番、17番以外の案件、及び、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の利用権設定関係の14番、16番、17番以外の案件、及び、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和4年1月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和4年第1回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時12分閉会

